

活動報告

【国際研修・共同研究】

令和6年度バングラデシュ本邦研修及び出張の報告

前国際協力部教官（千葉地方裁判所判事）

原 彰 一

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）は、2024年12月8日（日）から同月20日（金）までの日程（移動日を含む。）で、バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）に対する令和6年度の本邦研修を実施した。詳細な研修日程等は、別添1及び2（別添1は日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

また、2025年2月10日（月）から同月17日（月）までの日程（移動日を含む。）で、バングラデシュに出張し、JATI（Judicial Administration Training Institute、司法研修所）の実施する研修に参加するとともに、関係機関を訪問するなどした。

本稿は、上記本邦研修及び出張の報告を行うものである。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 バングラデシュへの支援の背景

バングラデシュは、平成25年に、「法制度整備支援に関する基本方針（改定版）」において法制度整備支援の重点対象国の一つに指定されたことを契機に、ICDにおいて、同国の司法制度に関する調査や同国との共同研究等を実施したところ、同国では、裁判所における膨大な民事未済事件の滞留（バックログ）による司法救済の遅延が深刻な問題となっていることが判明した。そこで、バングラデシュ側の要請を受けて、平成29年から、法律・司法・国会担当省（以下「司法省」という。）をカウンターパートとして、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の国別研修「下級裁判所能力向上」（3年間）が実施され、令和2年から、同じく国別研修「調停制度・事件管理強化」（3年間）が実施されたが、更に本格的な支援の実施及び協力体制の確立が必要と考えられたことから、令和6年4月より、新たにJICAの技術協力プロジェクトである「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（3年間。以下「本プロジェクト」という。）が開始され、ICDもこれに全面的に協力している。

本プロジェクトは、過去2回の国別研修と同様に、調停の利用促進及び訴訟実務の改善によりバックログの問題を軽減し、司法アクセスの向上に寄与することを目的としているが、過去の国別研修とは異なり、JICA長期専門家（総括として藤岡拓郎弁護士、業務調整として藤原扶紀氏）が派遣されるとともに、2カ所のパイロット地区（クミッラ、ノルシンディ）が選定され、パイロット地区でのワーキンググループ（WG）

活動等を通じた制度・運用面の改善に向けた取組の実施を目指している。調停の利用促進との関係では、バングラデシュにおいて、貧困者向けに無償で司法サービスを提供する法律扶助事務所で若手の裁判官が法律扶助官として主に訴訟前の調停を実施しており、これが訴訟に代わる紛争解決手続として重要な役割を果たしていることから、法律扶助事務所の機能強化が重要な課題となっている。また、訴訟実務の改善との関係では、非効率な訴訟運営が裁判の長期化の一因となっており、審理の効率化による迅速化や裁判官の負担軽減を図る必要性が高い。加えて、両方に共通する課題として、制度・運用面の改善には弁護士の理解と協力を得ることが不可欠であることから、これらの取組に弁護士を巻き込む必要があると考えられる。

第3 本邦研修の実施

1 本研修のテーマ

本研修では、上記背景を踏まえ、バングラデシュの課題であるバックログ問題の軽減に向けた取組を促進することを目的として、パイロット地区の裁判所や法律扶助事務所、弁護士会を含む本プロジェクトに関わる主要な機関から研修参加者を選定した上で、調停の利用促進及び訴訟実務の改善を実現する上で有益な講義や意見交換、トレーニング等を実施するとともに、裁判所や弁護士会を訪問して、民事裁判のデジタル化やそれに伴う審理の改善、裁判所と弁護士会との協議会、家事調停の運営・職種間の連携等を含む我が国における適正・迅速な紛争解決の実現に向けた様々な取組を紹介することとした。なお、バングラデシュについて本邦研修を実施するのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2019年の実施を最後に5年ぶりとなる。

2 本研修の結果概要

本研修のテーマは、上記のとおり、調停の利用促進及び訴訟実務の改善であるところ、ICD教官において導入講義として日本の民事訴訟手続及び調停制度等について概説した後、調停の利用促進については、慶應義塾大学の宮武雅子客員教授、九州大学の入江秀晃教授、稲葉一人弁護士による調停人トレーニングや模擬調停、調停制度に関する講義、裁判所の調停委員を務めた経験を有する弁護士らとの経験交流を実施するとともに、東京家庭裁判所を訪問して、裁判官及び家庭裁判所調査官より家事調停に関する概要説明を受け、調停室や面会交流室等の施設を見学した。

訴訟実務の改善については、一橋大学の山本和彦教授による裁判の迅速化検証に関する講義を実施するとともに、東京地方裁判所を訪問して裁判官より民事裁判のデジタル化を含む審理の改善の取組等に関する概要説明を受け、また、日本弁護士連合会を訪問して、裁判官と弁護士との協働や協議会の実施等に関する概要説明を受けた。

さらに、以上の本研修の内容を振り返り、バングラデシュで導入可能な取組を集中的に検討してパイロット地区でのWG活動につなげるために模擬WG活動を実施した。模擬WG活動2コマのうち前半のコマでは、研修参加者に導入可能な取組につい

てグループディスカッション及び発表をしてもらったところ、研修参加者は、研修内容を的確に理解してこれをバングラデシュの司法に取り入れようとしていたが、現実的に導入可能であるかの検討が不十分であったことから、後半のコマでは、日本側から、現実的に導入可能と思われる取組として、法律扶助事務所での調停への弁護士の活用（法律扶助官の監督の下、パネルロイヤー¹と呼ばれる弁護士が法律扶助事務所での調停を担当する仕組み）と裁判所と弁護士会との協議会を提示して研修参加者に検討してもらったところ、非常に好評であり、日本側とバングラデシュ側で活発な意見交換が行われた。

3 総括

本研修は、本プロジェクトでの初回の研修であり、調停の利用促進及び訴訟実務の改善に関する幅広いテーマを取り上げた。研修参加者は、各講義や訪問先で真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取ったり、積極的に質問したりするなど、日本の制度及び実務を熱心に調査・研究しようとしていた。また、最終日の研修参加者による発表は、模擬WG活動での検討結果も踏まえて各研修参加者が相当に準備をしたことが窺われる内容であった。このように研修参加者の意欲は旺盛であり、真摯な受講態度であった。

研修参加者のアンケートでは、本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であった旨の意見が多数見られるなど、プログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができた。また、模擬WG活動では、研修参加者と専門家及びICD教官との間で集中的な検討・協議を実施し、改善点と方策を具体的に議論することを通じて、実際のWG活動においても同様に活発な議論が交わされる素地を築くことができた。なお、本研修に参加したルフル・アミン局長は、政変後に新たにプロジェクトディレクターに着任したが、本研修を通じて早期に本プロジェクトへの理解を深めていただけたことも非常に意義のあることであった。

このように本研修は所期の目的を達成したといえる。本研修にご協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問を快く受け入れていただいた関係機関の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げます²。

¹ 民事事件の国選弁護士として法律扶助事務所より選任される弁護士である。法律扶助官に代わって、法的助言や調停を行うことができるとされる。

² 本研修の準備及び実施に当たっては、藤岡専門家及び磯井美葉調査員にも尽力いただいた。



【集合写真（山本和彦教授の講義）】



【講義の様子（宮武雅子客員教授）】



【講義の様子（稲葉一人弁護士）】



【日本弁護士連合会訪問の様子】



【模擬WG活動の様子】



【集合写真（法務省赤れんが棟）】

第4 出張の報告（現地セミナーの実施）

1 出張の目的

本出張は、プロジェクト活動の一環として実施されたJ A T I研修に参加するとともに、昨年12月に実施した本邦研修のフォローアップとして、司法省等の関係機関との間で、本プロジェクトの進捗状況を確認し、今後のプロジェクト活動に関する協議・意見交換を行う目的で実施したものであり、講師を務めていただいた慶應義塾大学の宮武雅子客員教授に加えて、ICDから建元亮太部長と当職が、JICA本部から山口友寛特別嘱託（当時）がそれぞれ出張した。

特に、今後のプロジェクト活動との関係では、藤岡専門家において、本邦研修でも議論された法律扶助事務所での調停へのパネルロイヤーの活用³を本年4月より各パイロット地区で試行することを計画しており、その実現に向けた協議・意見交換等を行った。

出張日程（移動日を含まない。）は、次のとおりである。

- ・ 2月11日（火）クミッラ訪問
- ・ 12日（水）国家法律扶助機構（NLASO）、最高裁判所訪問
- ・ 13日（木）J A T I研修（1日目）
- ・ 14日（金）J A T I研修（2日目）、司法省次官・局長との面談、JICAバングラデシュ事務所長との面談
- ・ 16日（日）在バングラデシュ日本国大使館訪問、JICAバングラデシュ事務所訪問

2 出張結果の概要

(1) J A T I研修

J A T I研修では、裁判官、法律扶助官、弁護士ら合計50名⁴が参加した。裁判官と法律扶助官はバングラデシュ全土の様々な地区から参加しており、弁護士はパイロット地区であるクミッラとノルシンディから参加していた。昨年11月に稲葉一人弁護士が行った研修がベーシックコースであるのに対し、今回の宮武先生による研修はアドバンスコースと位置付けられており（なお、稲葉先生はベンガル語通訳をつけて実施したが、宮武先生は通訳をつけずに英語で実施した。）、今回の研修参加者のうち、28名が前回の研修にも参加していた（前回の研修には40名が参加）。

研修は2日間にわたって開催され、いずれも宮武先生に講師を務めていただいた。初日には、調停の基本（前回研修の振り返りを含む。）とアドバンス・スキルの説明、模擬調停が実施され、2日目には、初日の振り返り、アドバンス・スキル

³ 現在、法律扶助事務所においては法律扶助官1名が調停を担当しているが、これでは処理できる事件数に限りがあり、バックログの問題を解消するには十分でないことから、法律扶助事務所でパネルロイヤーを活用して調停を行う仕組みの導入を目指している。

⁴ 内訳は、裁判官12名、法律扶助官17名、弁護士18名、その他3名である。

の説明、模擬調停、バングラデシュにおける調停の課題に関する意見交換が行われた。

講義は双方向的に進められ、参加者は模擬調停にも熱心に取り組むなど、その受講態度は非常に良好であった。宮武先生の行う模擬調停（各グループ5名で10班に分かれた。）では、事例中に講義で説明したスキルを上手く活用すると調停が成立するような仕掛けがあり（逆にそれを活用しないと成立しない事例になっている。）、模擬調停を通じて講義で学んだスキルを効果的に学習できるよう工夫がされていた。この点、初日の模擬調停では、参加者が要領をつかめずに、引き出すべき情報を引き出せていないにもかかわらず、勝手に情報を追加するなどして調停が成立しているグループが相当数見受けられたが、2日目の模擬調停では、要領をつかみ、適切にスキルを用いることで多くのグループで調停が成立に至っていた。

また、参加者のうち弁護士は、比較的高齢であったことや研修が英語で実施されたことなどから、裁判官の参加者らと比べて、初日は発言が少なかったが、2日目は、参加者同士がベンガル語で議論するなどしており、初日に比べて弁護士からの発言も活発になっていた。

最後のセッションである調停の課題に関する意見交換では、調停での相手方の出頭を確保する方策、調停合意への執行力の付与、調停法の制定等、調停の利用促進に向けた様々な課題と対策が議論された。

総じてJATI研修では、参加者が多くを学ぶことができ、高い満足度を得ることができたものと思われる。

(2) クミッラ訪問

パイロット地区の一つであるクミッラを訪問し、宮武先生が裁判官やパネルロイヤーら弁護士に対して調停の基本とスキルに関するセミナーを実施した。当事者の代理人として、又は調停人として調停の利用促進への協力を求めることを目的とした新たな試みであったが、参加者に非常に好評であった。

また、新しく着任した地方判事（地裁所長に相当する役職）と面会し、本プロジェクトの概要を説明するとともに、パイロット地区での活動への理解と協力を求めたところ、非常に好意的であった。

(3) 関係機関との協議・意見交換

・ 司法省

ルフル・アミン局長ら司法省メンバーには、出張期間中、訪問先等にも帯同いただいており、その間に適宜協議を実施した。プロジェクトの進捗状況について、調停の利用促進との関係では、研修の実施に関して、昨年11月と今回の現地セミナー及び昨年12月の本邦研修がそれぞれ実施され、制度・運用の改善に関して、法律扶助事務所での調停へのパネルロイヤーの活用が本年4月から試行

的に実施される予定であるなど、昨年8月に政変が起きたにもかかわらず、これまで本プロジェクトが順調に推移してきたことが確認された。訴訟実務の改善との関係では、具体的な取組がまだ実施できてはいないが、今後、具体的な改善策について協議する場として、裁判所と弁護士会との協議会を定期的に開催することを提案したところ、好意的な反応があった。アミン局長は、上記のおとり、昨年12月の本邦研修に参加しており、本プロジェクトに対して非常に協力的であった（例えば、調停へのパネルロイヤーの活用のために、各パイロット地区で、追加の調停室を確保してもらえる見込みである。）。

また、新たに着任した Sheikh Abu Taher 司法省次官とも面談する機会を得て、バングラデシュの課題やプロジェクト活動について協議・意見交換をすることができた。

- ・ 国家法律扶助機構、最高裁判所

国家法律扶助機構では、新たな取組として、デジタル化を進めて、各地の法律扶助事務所での事件処理状況を管理するシステムを導入したことが紹介された。

最高裁判所では、新たに着任した Registrar General ژیال Aziz Ahmed Bhuiyan 氏と面談することができ、同氏からはバックログの解消には、裁判官の不足の解消や手続法の遵守、ADRの促進が重要であるとともに、改めて裁判官や法律扶助官に対する研修の実施が必要であることが述べられた。こちらからは、研修の実施に加えて、制度・運用面での改善に取り組むことを伝えるとともに、現在バングラデシュで検討されている司法改革にも可能な限り協力したい旨を伝えた。また、同氏から最高裁長官を訪日させたいとの要望が出されたことから、非常に光栄であり、検討したい旨を回答するとともに、同氏に対しても、本邦研修に参加して研修の様子を見ていただきたい旨を伝えたところ、好意的な反応であった。

- ・ 在バングラデシュ日本国大使館

最終日に在バングラデシュ日本国大使館を訪問し、本年1月に着任した齋田伸一大使を表敬し、意見交換をする機会を得た。

こちらから本プロジェクトの概要や本出張の目的・結果等を説明するとともに、他のプロジェクトでは、カウンターパート機関との関係構築が難しいケースがある一方で⁵、司法省との間では政変後にも良好な関係を構築できており、プロジェクトが順調に推移していることを説明したところ、本プロジェクトへの期待を述べられた。他方で、バングラデシュでは、政情が不安定となっていることから、今後の情勢の変化には注意が必要である旨を伺った。

⁵ 出張中に JICA バングラデシュ事務所等で聞いた話では、バングラデシュには多数の省庁があり、高官は省庁の垣根を越えて異動するため、当該分野を全く知らない人が突然着任して、活動に非協力的になることがあるようである。他方で、司法省は、Bangladesh Judicial Service から任命され、法務・司法部門は、裁判官が75%以上でなければならないというルールがあるため、このようなリスクは小さい。

4 所感

出張結果を踏まえ、今後のプロジェクト活動等に関する所感を若干述べたい。

(1) J A T I 研修

宮武先生にJ A T I 研修とクミッラでのセミナーを担当いただいたが、本邦研修のときと同様、参加者に非常に好評であり、今後も協力を求めることが不可欠であると思われた。

また、J A T I 研修について、現在は、稲葉先生をビギナーコース（ベンガル語通訳を入れて実施）、宮武先生をアドバンスコース（通訳なしで英語で実施）としてそれぞれ異なる役割を持たせて実施しているところ、バングラデシュの裁判官は、調停について一定の知識・経験を有している一方で、弁護士は、調停をほとんど知らない、経験したがことがない者も少なくなく、また、裁判官に比べて英語が得意な者が少ないことから、レベルや使用言語を異にする研修を組み合わせることには十分な合理性があるように思われた。他方で、J A T I 研修の主な対象者をどこに捉えるかという観点から別の考え方もあり得ることから、最も効果的な研修のあり方について引き続き検討されるべきものと思われる。

(2) カウンターパートである司法省との関係

本出張を通じて強く感じたことは、カウンターパートである司法省や関係機関の本プロジェクトへの期待の高さと協力的な姿勢である。今回は政変後の初めての出張であり、政変後に次官、局長が交代になったが、本邦研修と本出張を通じて、従前よりも良好な関係を築くことができたと感じている。特に、アミン局長は非常に協力的であり、今後もプロジェクト活動が円滑に推移することが期待される。もっとも、バングラデシュ全体でいえば、政情の不安定さは依然として残っており、その点は今後も注視する必要がある。

(3) 今後のプロジェクト活動の展望と課題

今後のプロジェクト活動の中心として、法律扶助事務所での調停にパネルロイヤーを活用する取組があり、藤岡専門家は、各パイロット地区で10名ずつ調停を担当するパネルロイヤーを選定し、報酬については、当面の間はプロジェクト予算から支出することとして⁶、本年4月より試行を開始する予定である。司法省やパイロット地区の協力の下、実施自体は可能と思われるが、この取組を成功させるには、調停の処理件数を増やすことと調停の成立率を下げないことが必要になるが、いくつか課題がある⁷。これらの点は今後詰めていくとともに、試行後にも適宜見直していくことが必要と思われる。また、この取組において法律扶助官が大きな役割

⁶ プロジェクト開始の際にも問題となったが、バングラデシュにはT A P Pと呼ばれる手続があり、プロジェクトとの関係でバングラデシュ側が支出できる費目がプロジェクト開始時に決められているため、それを変更しない限りバングラデシュ側が費用を負担することができない。変更手続にも時間を要するため、ひとまずプロジェクト予算から支出することが予定されている。

⁷ 例えば、①制度設計として、事件をパネルロイヤーが単独で受けるか、法律扶助官と共同で受けるか（調停がまとまりそうにない場合に法律扶助官が介入することが想定される。）、②パネルロイヤーの報酬額と算定方法（成功報酬を導入するか否か）、③調停人マニュアルの準備、④パネルロイヤーの人選、⑤パネルロイヤーへの指導・監督の方法、⑥利用者への説明・アンケートの方法、⑦市民への広報の方法等が挙げられる。

を果たすことは間違いないと思われるが、いずれのパイロット地区でも法律扶助官が異動するおそれがあり、後任の法律扶助官が適切に対応できるか懸念される。

また、本プロジェクトでは、調停の利用促進（成果1）と訴訟実務の改善（成果2）を二つの柱としており、訴訟実務の改善との関係では、引き続き具体的な方策を検討するとともに、実施に向けた協議のプラットフォームとして、裁判所と弁護士会との協議会を実施することが考えられる。

いずれにしても、本年4月より上記取組が試行される予定であり、様々な問題に直面することが予測されることから、今年度が本プロジェクトにとっての正念場になると思われ、ICDとしてプロジェクト活動を最大限サポートしていくことが重要である。併せて、政変を契機に改革に向けた機運が高まっていることから、本プロジェクトの中で調停法の立法や司法改革に関する支援を可能な範囲で実施することも考えられる。



【JATI研修（ダッカ）の様子】



【現地セミナー（クミッラ）の様子】



【集合写真（クミッラ）】

第5 最後に ～バングラデシュ法制度整備支援の2年間を振り返って～

当職は、2023年4月にICDに着任し、2年間にわたりバングラデシュの法制度整備支援を担当し、計4回バングラデシュに出張した。この2年間を振り返ると、プロジェクトの案件形成から始まり、2年目には本プロジェクトが開始され、昨年8月にバングラデシュで政変が起こりカウンターパート機関の体制が一新されたが、同年12月に5年ぶりとなる本邦研修を実施することができた。また、本年4月からは、法律扶助事務所でのパネルロイヤーの活用という新たな取組の開始が予定されている。

このように大きな変革のあった時期に、ICD教官という立場でバングラデシュ法制度整備支援に携わり、その発展に寄与できたことを喜ばしく思うとともに、同じ裁判官として、バングラデシュの優れた裁判官の方々と交流できたことは大変光栄なことであった。また、この立場を通じて、多くの素晴らしい方々と共にこの活動に取り組むことができたことは、当職にとってかけがえのない財産となった。

これからプロジェクト活動が本格化するところでICDを離れることは名残惜しく感じるが、今後は、バングラデシュ法制度整備支援の更なる発展に期待するとともに、ここで学んだことを活かし、熱意をもって日々膨大な数の事件に奮闘するバングラデシュの裁判官に思いを馳せながら、一裁判官として我が国司法のバックログ問題の解消に尽力していきたい。

以 上

令和 6 年度バングラデシュ本邦研修日程表
【令和 6 年 1 2 月 8 日（日）～1 2 月 2 0 日（金）（移動日を含む。）】
[担当：原教官、磯井調査員、行部専門官]

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考
12	／ 日			ダッカ発（23:45）	機中泊
12	／ 月	成田着（9:15）		（資料整理）	JICA東京 センター泊
12	／ 火	10:00 JICAオリエンテーション 12:00		14:00 14:30 ICDオリエンテーション 15:00 導入講義（調停・事件管理） 17:00	JICA東京 センター泊
10		JICA東京センター		原教官 JICA東京センター	
12	／ 水	10:00 弁護士会訪問（国際交流委員会） 12:00		14:00 14:30 最高裁判所施設見学 15:00 東京地方裁判所訪問 17:00	JICA東京 センター泊
11		日本弁護士連合会		最高裁判所 東京地方裁判所	
12	／ 木	10:00 調停研修・調停指導方法 12:00		14:00 模擬調停 17:00	JICA東京 センター泊
12		稲葉一人弁護士 JICA東京センター		稲葉一人弁護士・弁護士会ADRセンター JICA東京センター	
12	／ 金	10:00 東京家庭裁判所訪問 12:00		12:30 13:30 意見交換会 記念撮影 14:00 日本の裁判迅速化と検証 17:00	JICA東京 センター泊
13		東京家庭裁判所		山本和彦教授 赤れんが棟	
12	／ 土	休務日			JICA東京 センター泊
14					
12	／ 日	休務日			JICA東京 センター泊
15					
12	／ 月	9:30 調停管理・調停制度 12:00		14:00 調停人トレーニング 17:00	JICA東京 センター泊
16		入江秀晃教授 JICA東京センター		宮武雅子教授 慶應義塾大学	
12	／ 火	10:00 調停経験交流 12:00		14:00 WG活動（課題の整理・今後の活動計画） 17:00	JICA東京 センター泊
17		調停官・調停委員・弁護士会ADRセンター JICA東京センター		JICA東京センター	
12	／ 水	10:00 WG活動（審理の改善に向けた意見交換） 12:00		14:00 発表準備 17:00	JICA東京 センター泊
18		JICA東京センター		JICA東京センター	
12	／ 木	総括質疑及び発表、評価会・修了式		（資料整理）	JICA東京 センター泊
19		JICA東京センター		JICA東京センター	
12	／ 金	成田発（11:00）		ダッカ着（15:30）	
20					

令和6年度バングラデシュ本邦研修 研修参加者名簿

1	ルフル・アミン	
	Mr.	Ruhul Amin
	法律・司法・国会担当省 法務・司法局長	
2	モハメッド・アル・マムン	
	Mr.	Mohammad Al Mamun
	国家法律扶助機構部長	
3	エスケー・モハメッド・トファエル・ハサン	
	Mr.	SK. M. Tofayel Hasan
	最高裁高裁部司法登録官	
4	モハメッド・ファルク	
	Mr.	Mohammad Faruque
	司法行政研修機構研修部長	
5	フォリダ・ヤスミン	
	Ms.	Mst. Farida Yasmin
	クミッタ追加地方判事	
6	シャミマ・パルヴィン	
	Ms.	Shamima Parvin
	ノルシンディ追加地方判事	
7	モハメッド・イマン・ハサン	
	Mr.	Md Imam Hasan
	クミッタ共同地方判事	
8	モハメッド・レゾアンヌジャマン	
	Mr.	Md Rzoanuzzaman
	クシティア共同地方判事	
9	サルマ・アクタール	
	Ms.	Salma Akter
	ポリシャル共同地方判事	
10	マリジア・カトウーン	
	Ms.	Mst Marzia Khatoon
	ポンチョゴール共同地方判事	
11	ロウシヨン・ジャハン	
	Ms.	Rawshan Jahan
	ノルシンディ上級判事補	

12	シュブロット・ゴーシュ・シュボー	
	Mr. Subrata Ghosh Shuvo	
	法律・司法・国会担当省 法務・司法局 上級補佐官	
13	エフエム・シャファヤット・サラム	
	Mr. F.M. Shafayat Salam	
	クミツラ地方法律扶助官	
14	マスマ・カノム・ズティ	
	Ms. Mst Masuma Khanom Zuthi	
	ガイバンダ地方法律扶助官	
15	ムクタ・モンドル	
	Ms. Mukta Mandal	
	ナラヤンガンジ地方法律扶助官	
16	シャツジャトン・ネサ	
	Ms. Shazzatun Nessa	
	コックスバザール地方法律扶助官	
17	ナズムル・カデル	
	Mr. Md Nazmol Kader	
	ノルシンディ弁護士会 弁護士	
18	イスラット・ジャハン	
	Ms. Ishrat Jahan	
	ノルシンディ弁護士会 弁護士	
19	モハメッド・イクバル・ホサイン	
	Mr. Md Iqbal Hossain	
	クミツラ弁護士会 弁護士	
20	マリジア・スルタナ・ポリ	
	Ms. Marzia Sultana Poly	
	クミツラ弁護士会 弁護士	

※民事事件を担当する裁判官は、地方判事 (District Judge)、追加地方判事 (Additional District Judge)、共同地方判事 (Joint District Judge)、上級判事補 (Senior Assistant Judge)、判事補 (Assistant Judge)に分けられます。1～4の方は、地方判事相当、地方法律扶助官 (District Legal Aid Officer)は、上級判事補相当の役職です。

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)、磯井美葉 (ISOI Miha)

国際専門官 / Administrative Staff 行部 黎 (GYOBU Rei)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 藤岡拓郎 (FUJIOKA Takuro)